

静岡県立清流館高等学校学則（新）

静岡県立高等学校学則を準用して次のように定める。

（設置の目的）

第1条 教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（課程の設置）

第2条 本校には、全日制の課程を置く。

（学科の設置）

第3条 本校には、普通科、福祉科を置く。

（名称、位置、課程、学科及び生徒定員）

第4条 本校の名称、位置、課程、学科及び生徒定員については、次の表による。ただし1学級定員40人とする。

名称	全日制の課程					所在地
	学科	生徒定員				
		第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立清流館高等学校	普通	160	160	160	480	静岡県焼津市上新田292番地の1
	福祉	40	40	40	120	

（修業年限）

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

（福祉科の養成課程及び履修方法）

第6条

介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修しなければならない。※74単位修得で卒業可

3 前項の科目と単位数は次の通りとする。

社会福祉基礎（4単位）	人間と社会に関する選択科目（4単位）
介護福祉基礎（5単位）	コミュニケーション技術（2単位）
生活支援技術（10単位）	介護過程（4単位）
介護実習（13単位）	介護総合演習（3単位）
	こころとからだの理解（8単位）

各科目の単位数は1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算したものである。

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学期は、次のとおりこれを定める。ただし、特別の理由があるときは、校長は、各学期の期間を変更することができる。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 夏季休業日 7月20日から9月20日までの間において校長が定める期間
- (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間
- (7) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (8) 静岡県富士山の日条例（平成21年静岡県条例第72号）に規定する富士山の日
- (9) その他校長が必要と認めた休業日

(入学)

第 10 条 入学は、送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)の成績等を資料として、別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

2 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 11 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(学力検査及び調査書)

第 12 条 学力検査は特別の事情があるときは、これを行わないことができる。

2 調査書は、特別の事情があるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。

(願書の提出)

第 13 条 入学志願者は、保護者(親権者又は後見人をいう。志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人(成年に達し、独立の生計を営む者)に読み替えるものとする。以下同じ。)と連署した入学願書に、入学検定料(入学者選抜要領による)を添えて、所定の期間内に校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第 14 条 入学を許可された者は、保護者と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

第 15 条 保護者に変更を生じたときは、速やかに誓約書を再提出しなければならない。

(退学)

第 16 条 退学しようとする者は、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(復校)

第 17 条 退学した者が復校を希望するときは、校長は、教育上支障がないときは、これを許可することができる。

(休学)

第 18 条 病気又は止むを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した休学願に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて校長に願い出ることができる。

- 2 校長は、3月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。
- 3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第19条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願を、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第20条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、保護者と連署した編入学願及び在学・成績・単位履修等の証明書を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、相当年齢に達し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者については、教育上支障がない場合、編入学を許可することができる。

(転学)

第21条 他の高等学校の同一課程の同一学科若しくは異なる学科又は異なる課程に転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の転学願を適当と認めるときは、校長は、その理由を記し、転入学願及び成績証明書を転学先の高等学校の校長に送付しなければならない。
- 3 他の高等学校から転学を希望する者のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。
- 4 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の高等学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

(転科)

第22条 同一の高等学校において異なる学科へ転科しようとする者は、保護者と連署した転科願を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の転科願を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、校長は、転科を許可することができる。

(留学)

第23条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(成績評価)

第24条 成績評価については、学習指導要領に基づいて、校長が、これを定める。

(課程の修了又は卒業の認定)

第25条 各学年の課程の修了又は卒業は、平素の成績を評価し、所定の単位を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、校長が、これを認定する。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了又は卒業を認定することができる。

(褒賞)

第26条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒賞することができる。

(懲戒)

第27条 教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(授業料、入学料、実習費等の納入)

第28条 授業料、入学料は、静岡県立学校授業料等徴収条例(昭和38年静岡県条例第23号)に定めるところにより納入しなければならない。

2 実習費として、必要により、実習着等の負担を必要とする。

(教職員の組織)

第29条 校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 実習助手、技術職員、学校用務員、業務員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学級主任、養護主任、学科主任、図書主任、総務主任、研修主任、教科主任を置く。その他、必要に応じ、校務を分担する主任を置くことができる。

附則

- 1 平成 24 年度及び平成 25 年度に静岡県立吉田高等学校又は静岡県立大井川高等学校に入学した者のうち、平成 26 年度以降静岡県立清流館高等学校に在学する者は、静岡県立吉田高等学校又は静岡県立大井川高等学校で修得した単位を静岡県立清流館高等学校で修得した単位とみなす。